

第6章 河川管理者による水防活動への協力

第1節 河川管理者の協力

河川管理者である国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長及び広島県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、本市が行う水防活動に次の協力を行う。

- 1 本市に対する、河川に関する情報の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 本市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 本市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 本市の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

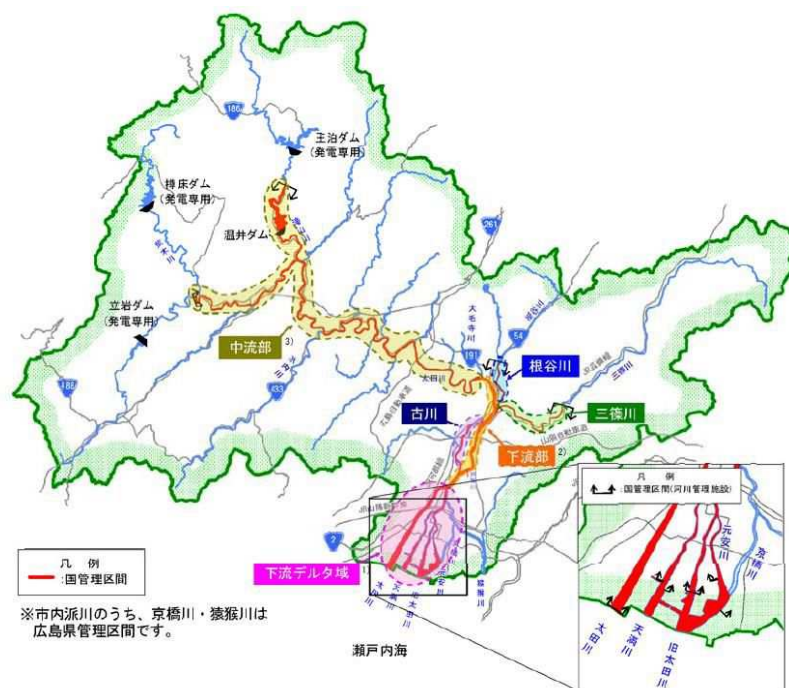
第2節 太田川河川事務所長による協力

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長（以下この節において、「河川管理者」という。）と広島市は、本市が行う水防活動に対する河川管理者の協力について、以下のとおり定める。

第1 河川管理者の水防活動への協力の範囲

河川管理者の水防活動への協力の対象区間は、国管理区間とする。

河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
おおたがわ 太田川	広島県山県郡安芸太田町字野為 1138 番の2地先の国道橋	海に至る	73.8
きゅうおおたがわ 旧太田川	太田川からの分派点	海に至る	8.67
てんまがわ 天満川	旧太田川からの分派点	海に至る	6.4
もとやすがわ 元安川	旧太田川からの分派点	旧太田川への合流点	5.4
へさかがわ 戸坂川	左岸：広島県広島市東区戸坂千足2丁目901番の2地先 右岸：広島県広島市東区戸坂千足2丁目954番の2地先	太田川への合流点	0.1
ふるかわ 古川	太田川からの分派点	太田川への合流点	7.2
みささがわ 三篠川	左岸：広島県広島市安佐北区狩留家町字黒王1028番地先 右岸：広島県広島市安佐北区狩留家町字六宗1018番地先	太田川への合流点	9.45
ねのたにがわ 根谷川	左岸：広島県広島市安佐北区可部町下町屋字土居426番の2地先 右岸：広島県広島市安佐北区可部町下町屋字横側2270番先	太田川への合流点	5.45
たきやまがわ 滝山川	左岸：広島県山県郡安芸太田町字榎平山国有林228林班い小班地先 右岸：広島県山県郡安芸太田町字向い山黒滝323番2地先	太田川への合流点	12.9



第2 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、本市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 本市に対する、河川に関する情報の提供

内容	提供手段	提供方法等
雨量・水位のデータ	川の防災情報	http://www.river.go.jp/index
	市町村向け川の防災情報（要ID・PW）	http://city.river.go.jp/title_city.html
	広島県ホームページ（広島県防災WEB）	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/info/disp?disp=10100
	TV（地上デジタル放送）	NHK（総合・1チャンネル）のデータ放送（生活・防災情報）
河川（定点）のライブ画像	川の防災情報	http://www.river.go.jp/index
河川水位の予測	主にメールまたは電話	予測結果により必要に応じて、第3の連絡窓口で情報提供
洪水時の河川巡視結果 排水機場等河川管理施設の操作状況 CCTV画像（キャプチャによる静止画像） ヘリ巡視画像 洪水痕跡・浸水状況調査結果	主にメール	水防管理団体の要望により、第3の連絡窓口で情報提供

2 河川管理施設を利用した避難情報の周知

本市は、次の協定及び実施要領に基づき、河川管理者が所有する警報施設及び情報掲示板を用い、地域住民に避難情報を周知することができる。

＜協定内容＞

- ・高瀬堰、大芝水門及び祇園水門放流警報設備協定書
- ・高瀬堰、大芝水門及び祇園水門放流警報設備実施要領

3 出水期前の合同点検及び訓練の実施

河川管理者と本市が出水期前に重要水防箇所及び水防資器材の備蓄状況を現地点検し、洪水時の水防活動が速やかに行えるよう意志疎通を図る。

4 河川管理者・本市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

河川管理者は本市の求めに応じ、「水防訓練」、「水防技術講習会」及び「防災に関する講習会」へ職員を派遣し、防災技術の向上・防災意識の啓発の支援を行う。

必要に応じて、本市は、河川管理者が実施する「排水機場や排水ポンプ車の運転訓練」に参加し、河川管理施設周辺の水防活動が速やかに行えるよう準備を行う。

5 河川管理者の備蓄資器材・災害対策機械の提供・貸与

河川管理者は、本市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材及び備蓄資器材の提供又は貸与を行う。経費の負担については、

「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」のとおりとする。

6 水防に関する情報又は資料の収集に係る河川管理者の職員の派遣

本市の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集及び提供するため、河川管理者は職員の派遣を行う。

＜協定等の内容＞

災害時における相互協力に関する基本協定書

7 水防活動の記録及び広報活動での協力

河川管理者及び本市は、洪水時及び洪水後において水防活動の記録及び被災情報・水文観測資料等の基礎的な情報だけでなく、必要に応じてパンフレットなどの広報資料の共有や広報誌掲載・配布・防災イベントなどで協力し、効率的に地域住民等の防災意識の啓発に努める。

第3 河川に関する情報の提供

連絡方法は、原則、メール又は FAX 及び電話連絡とし下記のとおりとする。また、緊急時についてはホットライン（太田川河川事務所長と広島市長が直接電話連絡）での連絡により迅速な対応を行う。

＜第2のうち、1、2、3、6の項目＞

	河川管理者	水防管理団体
窓口	太田川河川事務所 流域治水課	広島市危機管理室 危機管理課
TEL	082-222-9245	082-504-2653
FAX	082-222-2432	082-504-2802
メール	ootagawa-saigai@cgr.mlit.go.jp	kikikanri@city.hiroshima.lg.jp

＜第2のうち、4、5の項目＞

	指定地方行政機関	水防管理団体
窓口	中国地方整備局 防災室	広島市危機管理室 危機管理課
TEL	082-221-9231	082-504-2653
FAX	082-227-2651	082-504-2802
メール	bousai@cgr.mlit.go.jp	kikikanri@city.hiroshima.lg.jp

第7章 雑則

第1 身分証票

《危機管理室》

水防法第49条第2項の規定に基づく水防要員の身分証票は、別表第13のとおりとする。

第2 水防活動実績報告

《危機管理室》

市長（危機管理室）は、水防活動が終結したときは、洪水又は高潮による水害について別表第14に示す水防活動実績報告書及び第15に示す水防活動状況報告書を速やかに作成し、県に報告する。